

市役所各課へは
代表番号
(☎24・1111)
からお回します



お知らせ

携帯電話の架空利用料金の請求にご注意を

市消費生活センター
(☎②2591)

学校の卒業生名簿などを悪用されて、身に覚えのない「出会い系サイト」の利用料金を請求される事例が発生しています。次のことにご注意を 請求には応じない 住所・氏名などの個人情報漏らさない 悪質な取り立ての場合は警察へ

水道局からの委託と偽る訪問販売などにご注意を

水道局総務課、下水道管理課
(☎②1151)

水道局からの委託と偽って水質検査を行い、水質に問題があると思わせ、浄水器を買わせたり、下水道管の点検・清掃を行い、高額な料金を請求したりする事例が発生しています。水道局はこのような委託は、行っていませんのでご注意ください。

8月は「道路ふれあい月間」
8月10日は「道の日」です

市役所土木部管理課

道路の重要性についてご理解を。8月10日に島瀬公園で、道の日関連グッズなどを配布する予定です。

9月6日は「水を大切にしよう」
水道局総務課 (☎②1151)

9月6日は、平成6年の大洪水を忘れないよう設けられた「水を大切にしよう」です。当日は、島瀬公園でイベント、四ヶ町アーケードでパレードを開催します。内容は新聞折り込みや、水道局のホームページでお知らせします。詳しくはお尋ねください。

夜間漏水調査にご協力を

水道局給水課 (☎②1151)
東部営業所 (☎③3326)
西部営業所 (☎④2366)

水道管の漏水調査は、わずかな漏水音を聞き取らなければならぬため、車両の通行量や水道の使用が1日で最も少ない深夜に実施しています。ご理解とご協力を。

水道の所有者が代わったら届け出を
水道局給水課、最寄りの営業所

住宅などの所有者が代わり、水道の所有者に変更があったら届け出を。

全国戦没者追悼式の日に黙とうを
市役所地域振興課
8月15日正午から東京・日本武道館で式典が開催されます。正午の黙とうにご協力ください。

戦没者などの妻へ特別給付金が継続支給されます

市役所地域振興課

対象「特別給付金の最終償還を終えた戦没者などの妻で、第17回特別給付金「い号」国債を受給し、ことし4月1日現在、公務扶助料、遺族年金などを受ける権利がある人 請求期限＝平成18年3月31日

退職者医療制度をご存じですか

市役所戸籍住民課、各支所

条件はありますが、会社などを退職して国民健康保険に加入した人が75歳になるまでこの制度で医療を受けることとなります。患者の費用負担「本人、被扶養者(家族)とも通院、入院にかかわらず3割(70歳以上1割または2割)

引越など水道を使用開始・中止するときは早めの届け出を
水道局営業課 (☎②1151)、最寄りの営業所

水道メーターの検針にご協力を

水道局営業課

犬の放し飼いやメーター上に車や物を置かないようお願いします。

中小企業の「T活用」に補助金

市役所商工労働課

中小企業が「T(通信技術)」を活用し、新しいビジネス形態を研究する場合に、経費の一部を補助します。申し込み＝8月15日までに同課へ

農地の無断転用をなくしましょう

市農業委員会事務局

田畑を住宅用地や駐車場、資材置き場などとして使用するときは県または国の許可が必要。市街化区域であっても市農業委員会に届け出を。

検察審査会制度をご存じですか

佐世保検察審査会事務局
(☎②9175)

この制度は、裁判所の管轄内の住民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、検察官が下した不起訴処分については是非を審査する制度です。ことし55周年を迎えました。

誕生祝い金、記念品の申請を

市役所戸籍住民課、各支所

対象「誕生祝い金(2万円)▽本市に住民登録または外国人登録されている、第3子以降の子を出産した母(同一の母) 誕生記念品(アルバム)▽本市に住民登録または外国人登録されている人の新生児 申請期間＝新生児の誕生から6カ月 新生児の誕生から1年

夜間ボックスでも交付申請を

市役所戸籍住民課、各支所

住民票の写し、戸籍謄抄本が、いつでも交付申請できます。設置場所＝市役所前、各支所、島瀬町警察官連絡所横 申請できる人＝申請しようとするものに記載されている人

国民年金の障害年金を受けるには

市役所戸籍住民課、佐世保社会保険事務所 (☎②1148)

障害年金を受給できる程度の障害を負っても、保険料納付や免除の期間が条件を満たしていないと受給できません。保険料は忘れずに納付を。

交通事故などに遭って国民健康保険で治療するときは

市役所国民健康保険課

交通事故に遭ったら医療機関にその旨を伝え、警察で人身事故扱いの

まちづくり協議会の設立総会

市役所まちづくり課

日程＝戸尾・松川地区(戸尾、松川、峰坂、三浦、白南風)＝8月19日19時、中部地区公民館 矢岳・今福地区(矢岳、今福、金比良、鶴渡越)＝8月20日19時、西地区公民館 目的＝斜面密集市街地整備促進のため 対象＝地区内在住者 地区内の土地・建物所有者

海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の記載申請書の提出を

市選挙管理委員会事務局

9月1日現在で同名簿を作成。申請書は各漁協を通じて有資格世帯に配布します。有資格者＝昭和58年12月6日までに生まれた漁業経営者(法人含む)と家族、従業員で、年間90日以上働いている人 提出＝9月5日までに所属の漁協へ

永久選挙人名簿、在外選挙人名簿をご覧ください

市選挙管理委員会事務局

とき＝9月3～7日8時30分～17時 ところ＝市選挙管理委員会事務局(6～7日は市役所1階・管理員室) 永久選挙人名簿の登録資格

事故証明書をもらい、国民健康保険で手続きを。飼い犬にかまれたときや傷害などの場合も同課へ。

8月は市県民税第2期分、国民健康保険税第3期分納付月です

市役所納税課

口座振替や納税組合のご利用を。

電話加入権を公売します

市役所納税課

とき＝8月22日10時 ところ＝市役所3階・理事者控室

ゲームセンターへの立ち入りは時間を守りましょう

市青少年教育センター
(☎②0781)

法律で禁止されている時間帯は次のとおりです(保護者同伴でも同じ) 13歳未満▽17時以降 13～15歳▽18時以降 16～17歳▽22時以降

国の教育ローンのご利用を

国民生活金融公庫佐世保支店
(☎②9155)

対象＝融資の対象となる学校の入学予定者が在学生の保護者で、年間の収入が九百九十九万円(事業所得者は七百七十万円)以内の人 融資金額＝学生一人につき二百万円以内 利率＝年利一・五%(7月1日現在) 返済期間＝10年以内(固定金利)

選挙ひとくちメモ 候補者などの寄付についてのQ&A

Q1. 従来からの慣行とされているお中元や祭りなどの寄付・せん別なども、候補者などが選挙区内にある者に対して行う場合は、寄付に該当し禁止されますか。
A. 寄付に該当し、禁止されます。

Q2. 候補者などはお盆などの場合も、選挙区内にあるものに対して酒食を提供することはできませんか。(親族への場合を除く)
A. できません。

お尋ね 市選挙管理委員会事務局

＝昭和58年9月2日までに生まれ、ことし6月1日までに住民基本台帳に登録された人(9月1日現在で調べ、新たな有資格者を9月2日に追加登録します) 在外選挙人名簿の登録資格＝20歳以上の日本国民で国外へ住所を移した人(ほかに条件あり。同委員会に申請があった人を随時登録)

業務を委託(平成15年度) 【市漁民総合センターの使用料徴収と管理】佐世保市漁業協同組合へ

人権シリーズ

人権教育のための国連10年・佐世保市行動計画 マスメディア関係者の人権教育 新聞やテレビなどのマスメディアによる情報は、人々の意識の形成や判断に大きな影響を及ぼすため、人権を尊重した報道が求められています。今後とも、マスメディア関係機関に対し、自主的な人権教育の取り組みを要請していきます。

お尋ね 市役所人権啓発課